

## 北九州市契約規則の運用について

(最終改正 令和8年2月17日)

### 第5条関係

第2項について、

- (1) 工事の請負の場合は、国債は日本国政府発行の利付国債、地方債は北九州市発行の利付市債のみとする。
- (2) 外国政府の保証のある債券又は外国銀行が振出し若しくは支払保証をした小切手については、為替リスク等不安定要因が多いため、対象外とする。
- (3) 工事の請負の場合は、銀行が振出し若しくは支払保証をした小切手については、
  - ・工期が1年を超える場合があること
  - ・当該小切手は、支払提示期間終了後から1年を経過すると無効となること
  - ・工期中は当該小切手を現金化できないことから、対象外とする。

### 第13条関係

- 1 最低制限価格は、原則としてすべての工事及び工事に付帯する測量その他の業務について設ける。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事については、最低制限価格を設けないこととする。
  - (1) 「政府調達に関する協定」の適用を受けて競争入札により契約を締結しようとする工事
  - (2) 総合評価落札方式により契約を締結しようとする工事
  - (3) 軽微な工事の執行要領により契約を締結しようとする工事
  - (4) 次に例示する工事その他既製品（一定の製品規格に基づき工場で製造する標準品を含む。）の組立て、据付工事又は取付工事
    - ・エレベーター工事
    - ・エスカレーター工事
    - ・電気計装工事
    - ・プレハブ住宅工事
    - ・PC桁の工場製作工事
    - ・鋼構造物の工場製作工事
- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる工事に付帯する測量その他の業務については、最低制限価格を設けないこととする。
  - (1) 「政府調達に関する協定」の適用を受けて競争入札により契約を締結しようとするもの
  - (2) 総合評価落札方式により契約を締結しようとするもの
  - (3) 軽微な工事の執行要領により契約を締結しようとするもの

### 第13条関係の2

- 1 物品等供給契約における最低制限価格は、予定価格が500万円を超える次の業務について設ける。
  - (1) 建築物の清掃業務
  - (2) 建築物の警備業務（機械警備を除く。）

- (3) 前各号と併せて契約する設備の運転・監視業務及び日常点検保守業務並びに執務環境衛生管理業務
  - (4) 樹木剪定業務、草刈業務及び除草業務
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる業務については、最低制限価格を設けないこととする。
- (1) 「政府調達に関する協定」の適用を受けて競争入札により契約を締結しようとするもの
  - (2) 総合評価落札方式により契約を締結しようとするもの

#### 第19条関係

- 1 随意契約とする場合でも、予算の適正な執行と公正な競争を確保する観点から、できるだけ多数の業者を選定すること。
- 2 工事の請負の場合は、便宜に流されず、厳正な事務処理をするよう、特に次の点について十分留意すること。
- (1) 400万円以下の工事で、軽微な工事の執行要領が適用される工事以外のものは、地方自治法施行令167条の2第1項第2号以下の各号に該当しない限り競争入札に付すること。
  - (2) 軽微な工事に該当しない工事であるにもかかわらず、随意契約をするために、分離・分割して発注するようなことはしないこと。
  - (3) 随意契約により発注する場合、特定の業者を再三選定する等、一部の業者に片寄ることがないように公正に選定すること。

#### 第20条関係

次に掲げる契約の締結をする場合において、徴した見積書の見積額が適正な価格と認められるときは、この条の「特別な事情がある場合」に該当するものとして取り扱うことができる。

- (1) 物品の買入に係る契約のうち、1件の予定価格が10万円以下のもの。
- (2) 物品の買入に係る契約を除く物品等供給契約のうち、1件の予定価格が20万円以下のもの。
- (3) 軽微な工事の執行要領第2条第1項第1号に定める工事の契約のうち、1件の予定価格が30万円以下のもの。
- (4) 軽微な工事の執行要領第2条第1項第2号に定める工事に係る測量、設計、調査等の業務委託契約のうち、1件の予定価格が20万円以下のもの。

#### 第22条関係

第2項中「市長が特別の理由があると認める場合」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 自然災害の発生等により郵便物の配達遅延が発生した場合や年末年始等において長期の休業期間がある場合など、契約者の責めに帰すことができない事由により契約手続が出来ないときは、契約手続が可能となった日を契約締結日とすることができる。
- (2) 市民生活や行政運営に支障をきたす場合など真にやむを得ない事情により、予算の執行が可能となる前に契約者の決定を行った場合においては、予算の執行が可能となる日を契約締結日とすることができる。

#### 第24条関係

- 1 第6号の「市長が契約書等の作成を要しないと認めるとき」とは、次に掲げる場合をいう。
- (1) 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定に基づき、別に

定める軽微な工事の契約をする場合

(2) 物品の買入れ又は修繕に係る契約において、当該契約を適正かつ効率的に執行するものとして、別に定める契約手続による場合

2 第2項中「契約書等に準ずるものとして市長が別に定めるもの」は、次のとおりとする。

(1) 契約金額が20万円以下の場合「見積書」

(2) 契約金額が20万円超又は契約金額にかかわらず年度開始前の契約準備行為を行う場合は「請書（簡易な契約約款付）若しくは請書（簡易な契約約款付）に記載すべき内容を記録した電磁的記録」

## 第25条関係

1 第1項第1号に規定する「工事の請負契約の場合」は、契約金額500万円以上の工事に限ることとし、契約金額500万円未満の工事については、契約保証金の納付を要しない。

また、第1項第3号に規定する「前2号に規定する場合以外」のうち「工事に付帯する測量その他の業務の委託契約の場合」は、契約金額500万円以上の委託に限ることとし、契約金額500万円未満の委託については、契約保証金の納付を要しない。

2 第3項ただし書の「市長が特にその必要がないと認めるとき」とは、工事の請負契約及び工事に付帯する測量その他の業務の委託契約について、

(1) 契約の履行に際し応急的に変更指示を行い、その後契約変更手続を執る場合で契約変更の時点では未済部分が僅少であり、かつ不履行となるおそれがないと認められるとき

(2) 契約変更を行った場合において、変更後の請負金額が30%未満で増減したときをいう。

3 工事の請負契約及び工事に付帯する測量その他の業務の委託契約の場合は、契約保証に関する事務の簡素化を図るため、保証金の納付に代えて提供させる担保に関する規程（昭和39年北九州市告示第156号）第2条第1項各号に掲げる担保のうち第4号に規定する担保のみを、規則第5条第2項第4号に規定する市長が確実と認める担保とする。

4 第7項第3号の適用を受ける「過去の実績」とは、次の条件をすべて満たすものをいう。ただし、工事の請負契約及び工事に付帯する測量その他の業務の委託契約の場合は、本号の規定は適用しない。

(1) 1件当たりの契約金額が締結しようとする契約の契約金額（以下「当該契約金額」という。）の5割以上の契約実績であること。ただし、物品等供給契約にあつては、200万円以下の場合には当該契約金額の5割に満たないものであつても妨げない。

(2) 締結しようとする契約と同じ種類の契約実績であること。

(3) 国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体（北九州市が出資する公社、事業団等を含む。）の発注に係るものであること。（下請は含まない。）

(4) 上記に該当する契約の履行実績が過去2年間に2回以上あること。

5 第7項第6号の「契約金額が少額」とは、物品等供給契約で契約金額200万円以下のものをいう。ただし、物品の買入れ又は修繕に係る契約については、契約金額300万円以下のものをいう。

6 第7項第9号の規定は次のものに限り適用する。

(1) 官報、法令集、その他定期刊行物の買入契約

(2) ガス（プロパンガス及び高圧ガスを除く。）及び電気の供給契約

(3) 地方公共団体の行為を秘密にする必要のあるものの契約

- (4) 特定物の買入契約
- (5) 一個人又は一法人において専有する物品の買入契約
- (6) 特許及び実用新案等にかかる物品でその技術によらなければ製造することができないもので、他に販売権を有する業者のないときの買入契約又は製造の請負契約
- (7) 非常災害時における救助物品及び施設等の保守又は保安のため急施を要する物品の売買契約
- (8) 堤防の崩壊、道路の陥没等の災害に伴う応急工事及び電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事の請負契約
- (9) テレビの放映契約
- (10) 学術、技芸の保護、奨励及び調査、研究のための契約
- (11) 医師等の診療等に関する委託契約
- (12) 弁護士に対する訴訟等の委託契約
- (13) 外国で締結する契約
- (14) ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）に基づき許可を受けたガス事業者との契約に係るガス工事契約

## 第 27 条関係

工事の請負契約及び製造の請負契約に関して、契約変更を行う場合は、以下の点に注意すること。

- (1) 内容の変更に伴う契約変更については、契約の目的（内容の同一性）を失わしめない範囲でのみ可能であり、それ以外については原則として別途契約とする。  
また、変更見込金額が請負金額の 30%を超えるものについては、原則として別途契約となり、契約変更はできない。
- (2) 前号の場合において、当該設計変更の内容が次の各号のいずれかに該当するときは契約担当課と事前協議すること。
  - ①変更見込金額が請負代金の 20%又は 4,000 万円を超えるもの。
  - ②構造、工法、位置等の変更で重要なもの。
- (3) 前 2 号に規定するもののほか、設計変更に当たって疑義が生じた場合は、その都度契約担当課と協議すること。

## 第 28 条関係

- 1 変更後の契約金額は、原設計工費（消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額）をもって原契約金額（消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額）を除して得た比率（以下「請負比率」という。）を、変更設計工費（消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額）に乗じて得た金額（当該金額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えたものとする。ただし、法令等別に定めのある場合は、その定めるところによる。
- 2 請負比率の算定については、原設計工費が 7 桁までの場合は小数点以下第 4 位まで算出（小数点第 5 位以下切捨）し、原設計工費が 7 桁を 1 桁増すごとに小数点以下の位取を 1 位増すものとする。

### 第39条関係

違約金の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。